

## オープンデータ推進における公開データの利用ルールの検討状況について

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

### 1 現状の課題

現在、各府省がホームページ等で公開している各種情報（公開データ）の利用条件は、一部の例外を除き、ホームページ全体として包括的に適用・表示され、著作権の対象とならないデータについても著作権等の対象であるかのような表現となっているほか、二次利用は基本的に許諾を要する形となっており、公開データの二次利用を促進する上で課題となっている。

### 2 オープンデータの取組の方向性

こうした課題を解決すべく、IT 総合戦略本部の下に開催された電子行政オープンデータ実務者会議において、公開データの二次利用を促進する利用ルールについても検討を実施してきたところ。

この検討を踏まえて、平成 25 年 6 月に、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（IT 総合戦略本部決定）、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（各府省 CIO 連絡会議決定）が取りまとめられた。（参考参照）

これらの中では、公開データの利用ルールについて、以下のような考え方を示している。

- 国が著作権者である公開データについては、二次利用を認めることを原則とし、広く二次利用を認める形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。
- その表示（ライセンス表示）については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。

### 3 現在の具体的取組

現在、内閣官房で立ち上げ準備中の「データカタログサイトの試行版」においては、出典を表示すれば自由な二次利用が可能ということを表示して、データを公開する予定である。

また、各府省のホームページにおける利用条件の表示（利用規約）についても、ロードマップ等の方針を踏まえ、今後、電子行政オープンデータ実務者会議において、その見直しの具体的内容について議論・検討することとしており、今年度中を目途に結論を出す予定となっている。

(参考)

○電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（抄）

（平成 25 年 6 月 14 日 IT 総合戦略本部決定）

## 2 電子行政オープンデータ推進のための具体的な取組

（1）二次利用を促進する利用ルールの整備

### ②具体的な取組

本ロードマップ策定後、国が著作権者である公開データについては、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。二次利用を制限する場合の根拠・内容については、コンテンツごとに可能な限り分かりやすく統一的に表示する。

○ 二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）

（平成 25 年 6 月 25 日各府省 CIO 連絡会議決定）

## 2 二次利用を促進する利用ルールの在り方

(2) 各府省がインターネットを通じて公開するデータの利用ルールの在り方

各府省がインターネットを通じて公開するデータの二次利用を促進する観点から、公開データの利用ルールについては、以下の考え方によるものとする。

- ・ 国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める（著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める）形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。

# 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップの概要

(平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定)

## 1 オープンデータ推進の重要性

- 技術の進展等により大量・多様なデータの処理・利用が可能となってきた  
→ 政府、独法、自治体等が保有する公共データのビジネスや新サービスへの活用が期待されている
- 公共データの活用促進のため、営利目的も含めた二次利用可能なルール、機械判読(※)に適したデータ形式での公共データの公開(オープンデータ)を推進  
(※)コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)できること。

## 2 電子行政オープンデータ推進のための具体的取組

### (1) 二次利用を促進する利用ルールの整備

- 国が著作権者である公開データについては、二次利用を認めることを原則とする。

### (2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大

- 今後インターネットを通じて公開するデータについては、機械判読に適した構造・データ形式でも公開することを原則とする。
- 重点分野(白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報)から優先的に取り組む。

### (3) データカタログ(ポータルサイト)の整備

- データの横断的検索や自動的提供等の機能を備えた「データカタログ」(ポータルサイト)を整備する。  
(平成25年度に試行版の立ち上げ、平成26年度に本運用開始)

### (4) 公開データの拡大

- 重点分野について、新ビジネスへの利用が期待される等のデータについて、実務者会議の検討を踏まえ、公開を拡大。
- 新規公開のコストが低いもの、利用者のニーズが高いものは、公開できない・二次利用が認められないものを除き、公開を拡大。

### (5) 普及・啓発、評価

- ニーズの発掘・喚起、新サービス・ビジネスの創出のため、利活用の支援を行う。
- 利用者のニーズ・意見を把握し、取組に反映させる仕組みを構築する。

## 3 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ

- 各府省による平成25年度以降の進め方を、工程表として整理。
- 平成27年度末において、他の先進国と同水準のオープンデータの公開と利用を実現する。
- ロードマップに記載された施策の取組状況や課題等について、内閣官房は各府省から適宜報告・説明を求める。

# (参考) 二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方 (ガイドライン) の概要

(平成25年6月25日 各府省CIO連絡会議決定)

## 1. 総論 (ガイドラインの位置付け等)

- オープンデータにより、①経済の活性化、新事業の創出、②官民協働による公共サービス (防災・減災を含む。) の実現、③行政の透明性・信頼性の向上が可能となる。
- 本ガイドラインは、基本的に、実務者会議の議論、先行的な府省の取組等をもとに、早急に取り組むべき事項として、各府省の保有するデータの公開に関する基本的考え方を整理したもの。
- 実務者会議の議論の進展や関連技術の進展を踏まえ、ガイドラインの内容は随時改定していく。

## 2. 具体的な取組内容

### (1) 二次利用を促進する利用ルールの在り方

- 著作物でないデータについては、著作権の保護対象外であることを明確にする。
- 国が著作権者である著作物については、広く二次利用を認める形であらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。
- 著作権以外の根拠に基づき二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限にし、その内容・根拠を明確に表示する。

### (2) 機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方

- 統計データについて、統計表のスプレッドシート又はCSV形式での作成・公表、統計データベースを通じたデータ提供を着実に実施する。統計データベースの地理情報を活用した統計データの拡充、機械からのアクセス性等の利便性向上を図る。
- 新たに作成・公開する数値 (表)、文章、地理空間情報は、機械判読に適したデータ形式でも公開することに努める。特に、重点分野 (白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報) について、優先的に取り組む。

### (3) インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方

- 原則公開の理念の下、①重点分野について、実務者会議の検討を踏まえ、オープンデータ化が適当なもの、②新規にインターネットを通じて公開するコストが小さいデータや利用者のニーズ・要望が強いデータは、公開できないものを除き、オープンデータ化。

## 3. 別添「数値 (表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項」

ガイドライン本文の「機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方」に関連し、新たに作成し、インターネットを通じて公開する数値 (表)、文章、地理空間情報のデータの作成に当たっての留意事項をまとめたもの。

- ・ 表形式データについては、1つのデータセットには1つのテーブルのみとする。 など

# 日本のオープンデータ憲章アクションプランの概要

(背景)

(平成25年10月29日 各府省CIO連絡会議決定)

2013年6月に英国で開催されたG8サミットで、オープンデータ憲章が合意。

憲章別添の「共同アクション」において、価値が高いデータのカテゴリとして「キー・データセット」と「ハイバリュー・データセット」が示され、2013年10月に、各国のアクションプランを作成し、G8で公表することが合意。

## 1. 総論（オープンデータの経緯）

○ 日本のオープンデータの取組の背景・概況につき、以下を記載。

**推進体制** : I T 政策担当大臣、I T 総合戦略本部、政府 C I O、電子行政オープンデータ実務者会議。

**オープンデータの推進に関する方針・決定**

: 「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月IT戦略本部決定)、「世界最先端 I T 国家創造宣言 (平成25年6月閣議決定)」、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ (平成25年6月IT総合戦略本部決定)」、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方 (ガイドライン) (平成25年6月各府省CIO連絡会議決定)」

## 2. 取組内容（具体的コミットメント）

### (1) キー・データセット及びハイバリュー・データセットの公開に関する取組

今後の取組予定として、「オープンライセンスの下、オープンフォーマットで機械判読可能なデータを利用可能とする」取組を、2013年秋ないし2014年度から順次拡大することをコミット。

※「キー・データセット」(国の統計、地図、選挙、予算)

「ハイバリュー・データセット」(企業、犯罪と司法、地球観測、教育、エネルギーと環境、財政と契約、地理空間、国際開発、政府の説明責任と民主主義、健康、科学と研究、統計、社会的流動性と福祉、交通とインフラ)

### (2) その他の取組

- 2013年秋に国のオープンデータのポータルサイトの試行版を開設し、2014年度中に本格稼働を開始。
- ポータルサイトにおいて国民の意見を受け付ける等の方法により、国民の参加を得てオープンデータを推進。
- オープンデータを利用して開発されたアプリケーション等の活用事例を、ポータルサイトにおいて紹介し、イノベーターを支援。
- 電子行政オープンデータ実務者会議において、オープンデータ取組状況についてフォローアップを行い、その内容を公表。

## 3. 別添「データセット別の公開の現状と今後の取組予定」(具体的データの公開状況・予定)

以下の項目について、データごとに、現状と取組予定を一覧表に整理。

・公開データのURL、・機械判読可能性、・オープンフォーマット性、・無料/有料、・オープンライセンス 等